

# 郵政民営化委員会 ヒアリング

## ご説明資料

平成27年9月11日

総務省  
郵政行政部

## 郵政民営化の基本理念

(基本理念)

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

## 郵政民営化に関する施策についての基本方針(主なものを列举)

- ☑ 日本郵政グループ株式の早期処分義務 [法第7条]
  - ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の株式は、その経営状況、ユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分すること
- ☑ 日本郵政・日本郵便の郵政事業に係るユニバーサルサービス責務 [法第7条の2]
  - 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たり、その公益性・地域性が十分に発揮されるようにすること
- ☑ 日本郵政グループの業務については、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、制限を緩和 [法第8条]

人口減少・超高齢化社会の到来等の社会構造の変化や日本郵政グループ3社株式上場を捉え、  
利用者利便・経済活性化に資するために相応しい郵政民営化の推進の在り方を検討

✓ 総人口の減少、高齢者人口の急増 (☞P15、16参照)

⇒ 郵便局以外の預金取扱金融機関の店舗数の減少等 (☞P5、6参照)

⇒ 利用者の不便(年金、退職金、保険金等による限度額超過)等 (☞P3、7、8参照)

利用者利便の向上に資する観点からの対応が必要



郵政民営化の基本理念にかなうよう、郵政民営化法第8条に規定されているとおり、  
日本郵政グループの業務については、移行期間中に、  
郵政民営化に関する状況に応じ、制限を緩和

## 【預入・加入限度額の引上げ要望等】

- 高齢になり、銀行が遠いので郵便局に預けたい。銀行や農協はすぐに集金に来てくれない。地域に貢献する郵便局であるなら、限度額規制について柔軟な対応が必要。
- 地方では、他の金融機関が遠方にあり、他の金融機関を利用するために交通費（バス、タクシー代等）を負担するか、自宅保管などといった選択肢しかなく、都市部と比べて不利益。
- 保険の加入限度額が1,000万円では、保障が不十分。
- 郵便局は全国にネットワークがあり、保険金の受取等が便利なので、民間生保のようなより保障の厚い保険に（郵便局で）入りたい。

## 【預入・加入限度額超過の要因等】

- 預入限度額超過となる要因は、年金の払込み、退職金の受取、定期貯金の元利継続によるものが多い。
- 相続の手続きの際に、限度額を超過してしまった。
- 限度額超過の要因は、遺産相続・定期性預金・保険の満期金等の臨時収入によるものが多い。その他、過去の金利の良い商品が満期になったことや、給与振込、投資信託商品等の購入ため、限度額を超過する場合もある。
- 貯金の限度額については、主に法人、会社経営者から上げてほしいといった要望がある。
- 郵便局の保険のファンの人からは限度額以上に加入したいといった要望がある。

※郵政民営化法第108条に規定する「他の一般金融機関がない区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する地域」にある郵便局及び鹿児島県内からの郵便局、総務省調査研究アンケート結果（H26年度）から抜粋。

## 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見(平成18年12月20日)抜粋

### 1 郵政民営化と新規業務

#### ① 民営化の意義と金融二社のビジネスモデル

(前略) 少子・高齢化社会において活力ある経済社会をもたらすためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠である。(以下略)

### 2 新規業務に関する調査審議の方針

(中略)

#### (2) 基本的な考え方

##### ① 利用者利便の向上

郵政民営化の目的は競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、これらの金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。

(中略)

##### ④ 適正な競争関係の確保

郵政民営化法は、利用者利便の向上をその目的の一つとしており、この点では、独占禁止法や金融商品取引法等と共通の性格となっている。新規業務の検討に当たって考慮すべき適正な競争関係の確保についても、これにかんがみ、利用者利便の向上に資する観点から検討すべきである。(以下略)

### 3 その他

#### ① 地域金融・経済の発展への貢献のあり方

民営化後の金融二社については、地域金融機関との協業を行うことが重要である。(以下略)

# 郵便局と公的機関等の設置状況（全国）

5

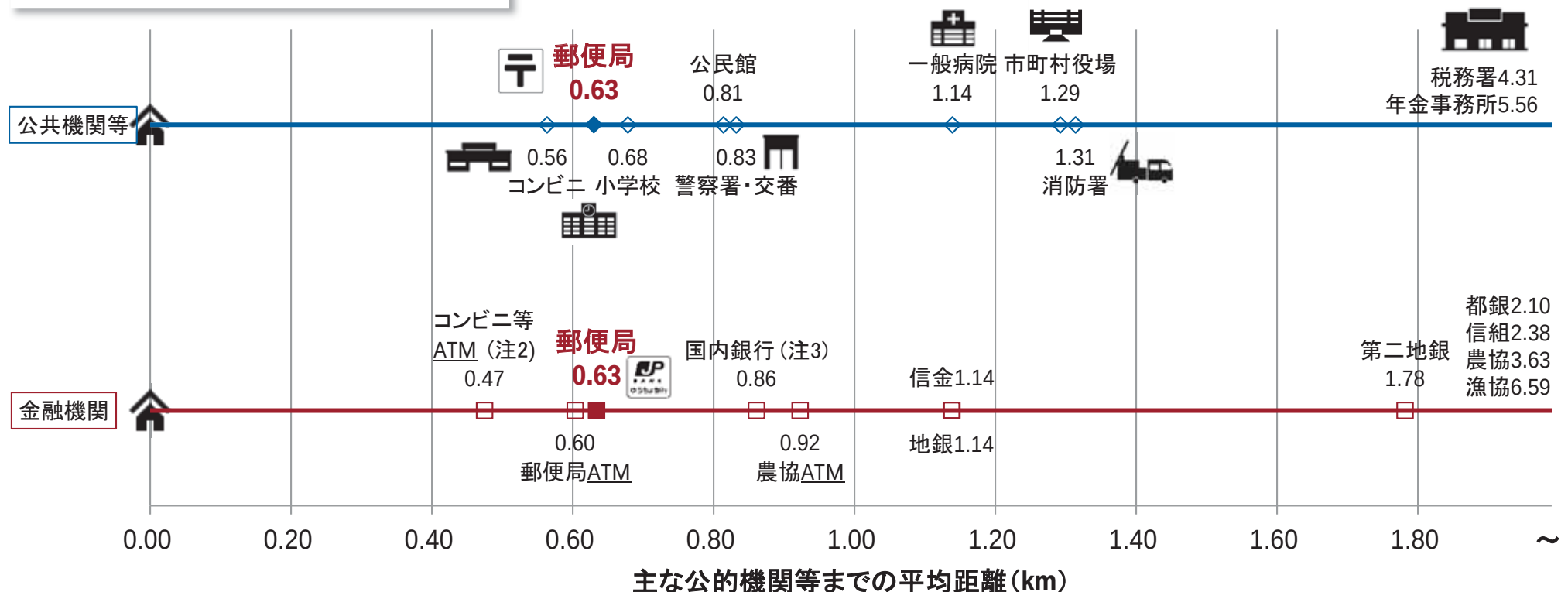
- 郵政事業においては、いずれの市町村においても一つ以上の郵便局を置くこと等を基準として全国に郵便局を設置し、従来から郵便だけでなく、貯金・保険の金融サービスについても、あまねく全国に提供。

※ 平成27年3月末現在の郵便局数：24,511局（簡易郵便局を含む。）／24,208店舗（銀行窓口のある局。ゆうちょ銀行直営店を含む。）

- 郵便局までの平均距離は630mであり、小学校よりも近い。

※ 主な公的機関等までの平均距離 コンビニ:560m 小学校:680m 警察署・交番:830m 国内銀行:860m 市町村役場:1.29km（全国平均で見ると、郵便局までの平均距離はコンビニまでの平均距離より遠いが、都道府県別に見ると、北海道、関東、関西、九州の一部及び沖縄を除く29県が、コンビニまでの平均距離より郵便局までの平均距離が近いという結果となっている。）

## 公的機関等までの平均距離（注1）



注1: 各機関までの平均距離は、各機関の圏内（日本の可住地面積（総面積－（林野面積＋主要湖沼面積））÷該当機関の設置数）を円と仮定し、その半径1/2として算定した全国平均値。

注2: コンビニ等ATMは、セブン銀行ATM、eネットATM及びローソンATMのコンビニ・スーパー等への設置台数を示す。また、市町村役場には支所、出張所、連絡所を含む。

注3: 国内銀行は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行及びその他の銀行（新生銀行、あおぞら銀行等）の総称。

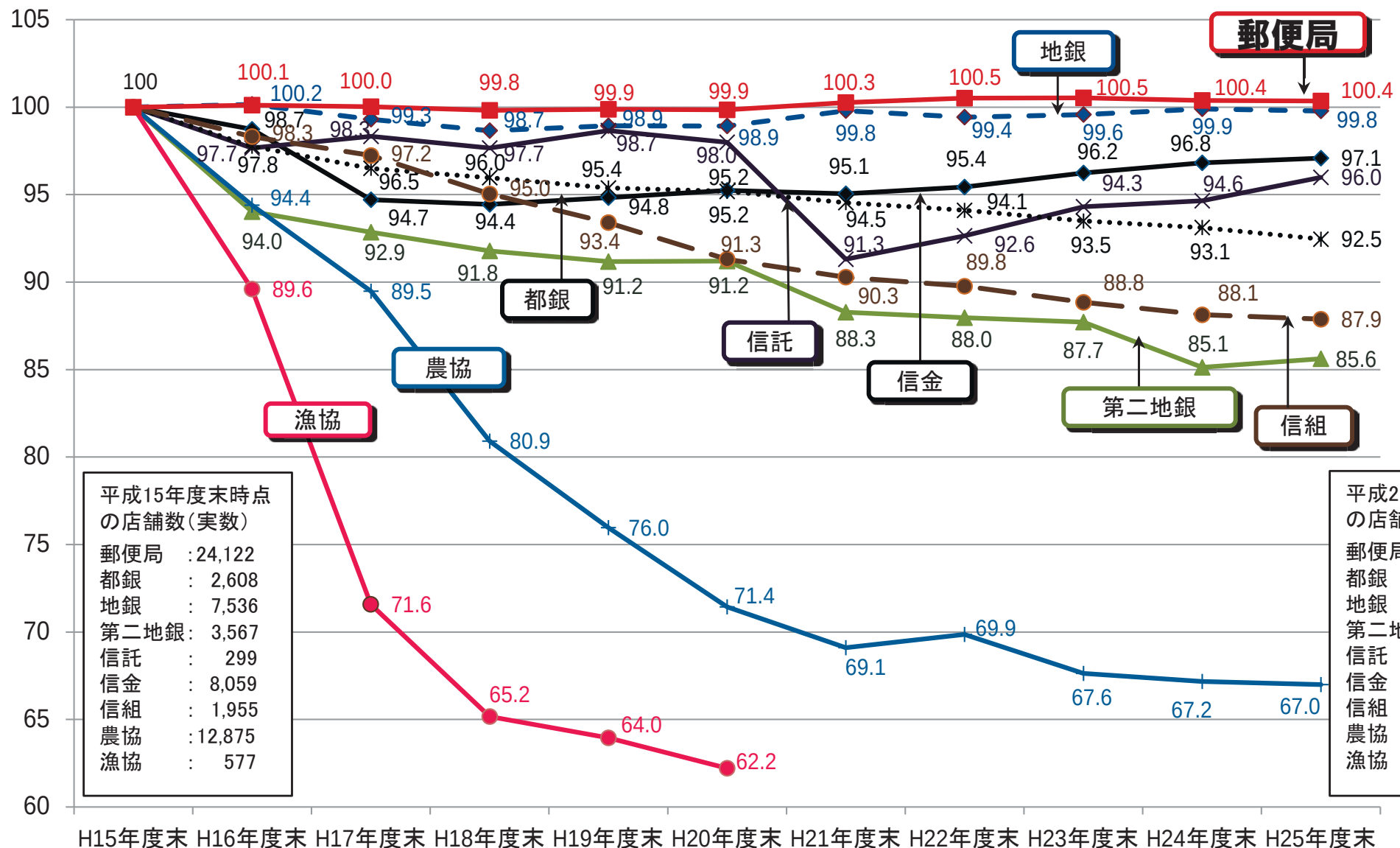
（出典）社会生活統計指標2015（総務省統計局）、国土数値情報（国交省）、国税庁ウェブサイト、日本年金機構ウェブサイト、民力2014（朝日新聞出版）、ゆうちょ銀行ディスクロージャー、総合農協統計表（農水省）等



# 預金取扱金融機関及び郵便局の店舗数の推移

6

○ 平成15年度末と比べると、郵便局以外の預金取扱金融機関の店舗数は、減少している。

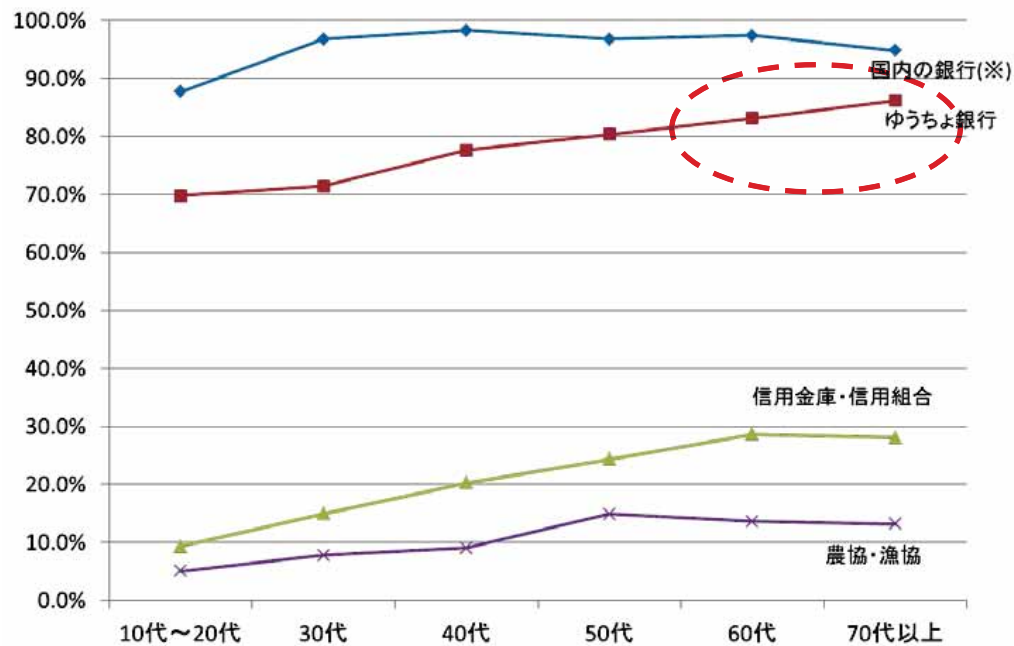


注1: 平成15年度末の店舗数を100として、その推移を指数化したもの。

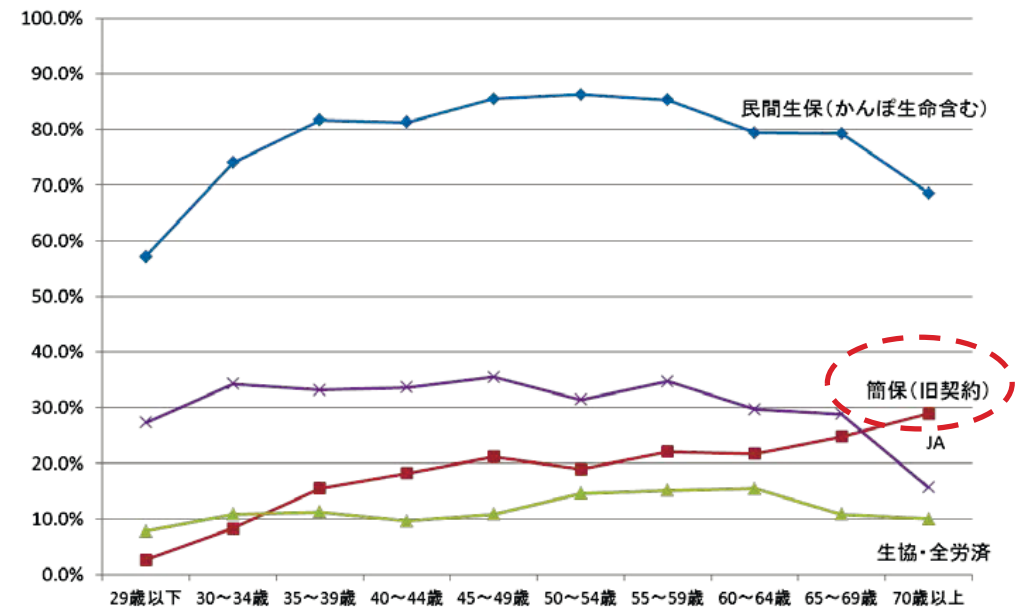
注2: 平成21年度以降の漁協の店舗数は未発表。

- 金融機関の年齢別口座保有率、生命保険の世帯主年齢別の世帯加入率を見ると、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、いずれも概ね、**高齢者の依存度が高い状況**。

【金融機関の年齢別口座保有率】



【生命保険の世帯主年齢別の世帯加入率】



(出典)「よりよい銀行づくりのためのアンケート」2012年度  
(全国銀行協会)

(出典)平成24年度「生命保険に関する全国実態調査」  
(生命保険文化センター)

※ 国内の銀行は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行、及びその他の銀行(新生銀行、あおぞら銀行)の総称。



|                                                 |                |                                  |
|-------------------------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 家計の金融資産合計額 (平成26年度)                             |                | 1, 7 0 8 兆円<br>(対平成3年度:1. 66倍)   |
| 世帯の金融資産目標残高 (平成26年)                             |                | 平均2, 348 万円                      |
| 退職金平均額                                          | 民間企業 (平成22年度)  | 2, 455 万円                        |
|                                                 | 国家公務員 (平成25年度) | 2, 295 万円                        |
|                                                 | 地方公務員 (平成24年度) | 2, 574 万円                        |
| 遺族の最低必要保障額 (平成27年)<br>(医療費、葬祭費、遺族の当面5年間の生活費の合計) |                | 2, 874 万円<br>(参考:昭和52年 1, 092万円) |

# 参 考 資 料

日本郵政及び日本郵便は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

（郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条）

＜注＞ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険には、ユニバーサルサービス提供責務が直接はかかっていない。

| 措 置               | 概 要                                                                         | 根拠法令                                  |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 郵便局の設置            | 日本郵便は、郵便局の設置・変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない（事前届出）。                            | 日本郵便株式会社法第6条第2項                       |
| 銀行窓口・<br>保険窓口業務契約 | 日本郵便は、関連銀行・関連保険会社と銀行窓口・保険窓口業務契約を締結・変更しようとするときは、その内容を総務大臣に届け出なければならない（事前届出）。 | 日本郵便株式会社法第2条第2項、<br>第3項、第7条           |
| 事業計画              | 日本郵政・日本郵便は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない（認可）。                | 日本郵政株式会社法第10条、<br>日本郵便株式会社法第10条       |
| 報告徴求              | 総務大臣は、日本郵政株式会社法・日本郵便株式会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、報告徴求をすることができる。              | 日本郵政株式会社法第14条、<br>日本郵便株式会社法第16条       |
| 監督上の命令            | 総務大臣は、日本郵政法・日本郵便法を施行するため特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。              | 日本郵政株式会社法第13条第2項、<br>日本郵便株式会社法第15条第2項 |

## ■ 郵政民営化法における金融2社の業務拡大の方法

|      | 現状<br>(株式1/2超保有)     | 株式1/2以上処分    |                      | 全株式処分 |
|------|----------------------|--------------|----------------------|-------|
|      |                      | 決定【注1】無し     | 決定【注1】有り             |       |
| 限度額  | 法令改正【注2】<br>(法律又は政令) |              | 制限無し                 |       |
| 新規業務 | 認可<br>【注3】           | 事前届出<br>【注4】 | 制限無し<br>(各業法による制限のみ) |       |

【注1】株式を1/2以上処分した際の「決定」について(民営化法第105条、第135条)

- ・決定権者：内閣総理大臣、総務大臣
- ・要件：内外の金融情勢を踏まえ、次の事情を考慮し、業務等の制限をしなくても
  - (1)同業他社との間の適正な競争関係
  - (2)利用者への役務の適切な提供
 を阻害するおそれがないと認めるときは、決定をしなければならない  
 〈考慮事情〉
  - ①日本郵政が保有する議決権割合その他同業他社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
  - ②日本郵政グループ各社の経営状況やグループ各社との関係
- ・手続：決定しようとするときは民営化委員会の意見を聴く必要有

【注2】限度額に係る法令について(民営化法第107条、第137条等)

- ・法令所管：内閣官房郵政民営化推進室(金融庁、総務省)
- ・勘案事項：同業他社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、当社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める
- ・手続：政令の制定・改廃の立案をする場合には、民営化委員会の意見を聴く必要有

【注3】新規業務の認可について(民営化法第110条、第138条)

- ・認可権者：内閣総理大臣(金融庁長官)、総務大臣
- ・要件：次の事情を考慮し、
  - (1)同業他社との間の適正な競争関係
  - (2)利用者への役務の適切な提供
 を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない  
 〈考慮事情〉
  - ①日本郵政が保有する議決権割合その他同業他社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
  - ②当社の経営状況
- ・手続：認可の申請があったときは民営化委員会の意見を聴く必要有

【注4】事前届出による新規業務の実施について(民営化法第110条の2、第138条の2)

- ・届出先：内閣総理大臣(金融庁長官)、総務大臣
- ・金融2社の配慮事項：業務を行うに当たり、
  - (1)同業他社との間の適正な競争関係
  - (2)利用者への役務の適切な提供
 を阻害することのないよう特に配慮
- ・手続：届出を受けたときは速やかに民営化委員会に通知

郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見(平成21年3月)抜粋

1 基本的な考え方ー郵政民営化の進捗状況を検証する視点ー

(1) 良質で多様なサービスの提供による国民利便の向上

郵政民営化の進捗状況を検証する際の最も重要な視点は、国民利便の向上である。すなわち、これまでのサービス水準が維持されるとともに、多様なサービスが提供されることにより、国民が郵政民営化の成果が実感できるようにすることが重要である。

(中略)

② 多様なメニューのサービスの提供

(前略) なお、金融二社について、日本郵政株式会社(中略)が保有する株式の売却が進まないと業務規制の緩和をすべきでないとの意見も根強くあるが、そのような形式的な考え方は採るべきではない。最も重要な視点は、国民にもたらされる利便性の向上である。(以下略)

2 具体的な意見

(1) 良質で多様なサービスの提供による国民利便の向上

(中略)

② 多様なメニューのサービスの提供

(前略) 業務規制の緩和を考える際の最も重要な視点は、国民にもたらされる利便の向上である。こうした観点から、金融二社より要望のある限度額規制の緩和についても、多数の利用者に一時的な限度額超過が発生することによる不便の解消、利用者の多様なニーズへの対応による利便性の向上、といった観点を重視して検討する必要がある。

郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見(平成24年3月)抜粋

## 2 基本的な考え方ー郵政民営化の進捗状況を検証する視点ー

### (1) 国民利便の向上

郵政民営化の進捗状況を検証する際の最も重要な視点は、国民利便の向上である。すなわち、これまでのサービス水準が維持されるとともに、多様なサービスが提供されることにより、国民が郵政民営化の成果が実感できるようにすることが重要である。

(中略)

### (2) 事業価値の向上と健全経営の確立

日本郵政グループ各社が多様なサービスを提供し、国民利便の向上を図る上で基本とすべきは、事業価値の向上と経営の健全性の確立である。(以下略)

## 3 具体的な意見

(中略)

### (2) 事業価値の向上と健全経営の確立

(中略)

#### ④ゆうちょ銀行・かんぽ生命

(前略)ゆうちょ残高やかんぽ生命保有残高の逡減傾向が続く中、その限度額引上げを求める声もあるが、完全民営化に至るまでの移行期間における限度額引上げは、新商品・新サービスの開発や既存商品の見直しと同じく、民間秩序への整合的一体化というもうひとつの課題との関連で考察されるべきものであり、安易な限度額引上げに頼らない経営体質が期待される。



## 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見(平成27年4月)抜粋

### 3 日本郵政グループ各社の民営化の推進に向けたこれまでの取組

(中略)

#### (3) ゆうちょ銀行

(前略)既存の業務範囲においても、将来の展開に資するものに対して積極的に取り組むことや、当局とも対話を進め、**段階的に業務範囲を広げていく必要**もある。(以下略)

#### (4) かんぽ生命保険

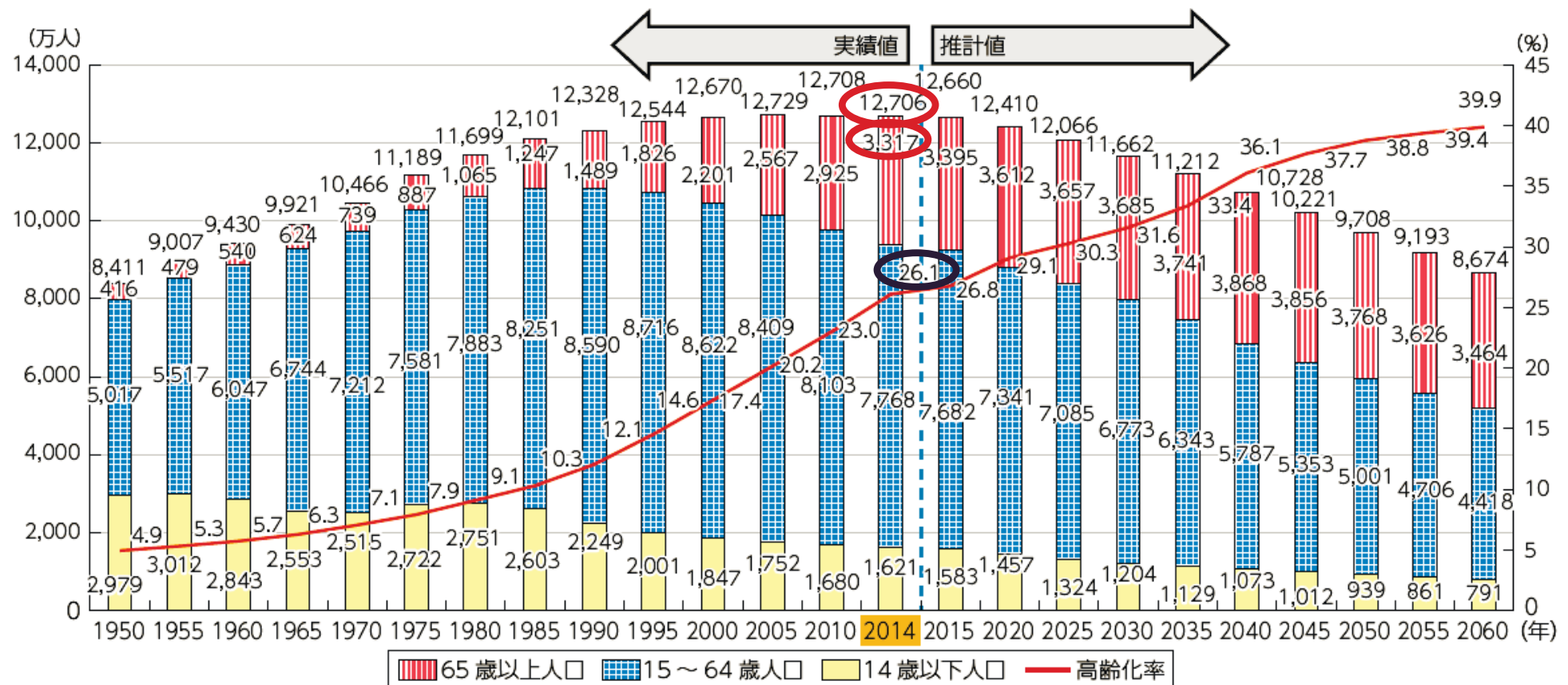
(前略)かんぽ生命保険においても、将来のビジネス展開を踏まえて業務経験を積み重ねていく、あるいは、既存の業務範囲においても、将来の展開に資するものについては積極的に取り組むといった姿勢が重要である。(以下略)

### 5 おわりに

(中略)

また、当委員会としては、**日本郵政グループの経営の改善と株式上場が円滑に進むことを強く望むものであり、民営化法の趣旨を踏まえ、日本郵政グループ各社がより民間企業としてふさわしい会社となるよう、政府においても努力されることを期待**するものである。

- 少子高齢化の進行により、総人口は2008(平成20)年をピークに減少に転じ、2014(平成26)年12月1日現在、**1億2,706万人**。
- 国立社会保障・人口問題研究所によれば、**総人口は2030(平成42)年には1億1,662万人、2060(平成72)年には8,674万人(2010年人口の31.7%減)にまで減少すると推計。**
- 他方、**65歳以上の高齢者人口は、2014(平成26)年12月1日現在、3,317万人と総人口の26.1%。**
- 同研究所によれば、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、**2035(平成47)年に33.4%、2060(平成72)年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来と推計。**

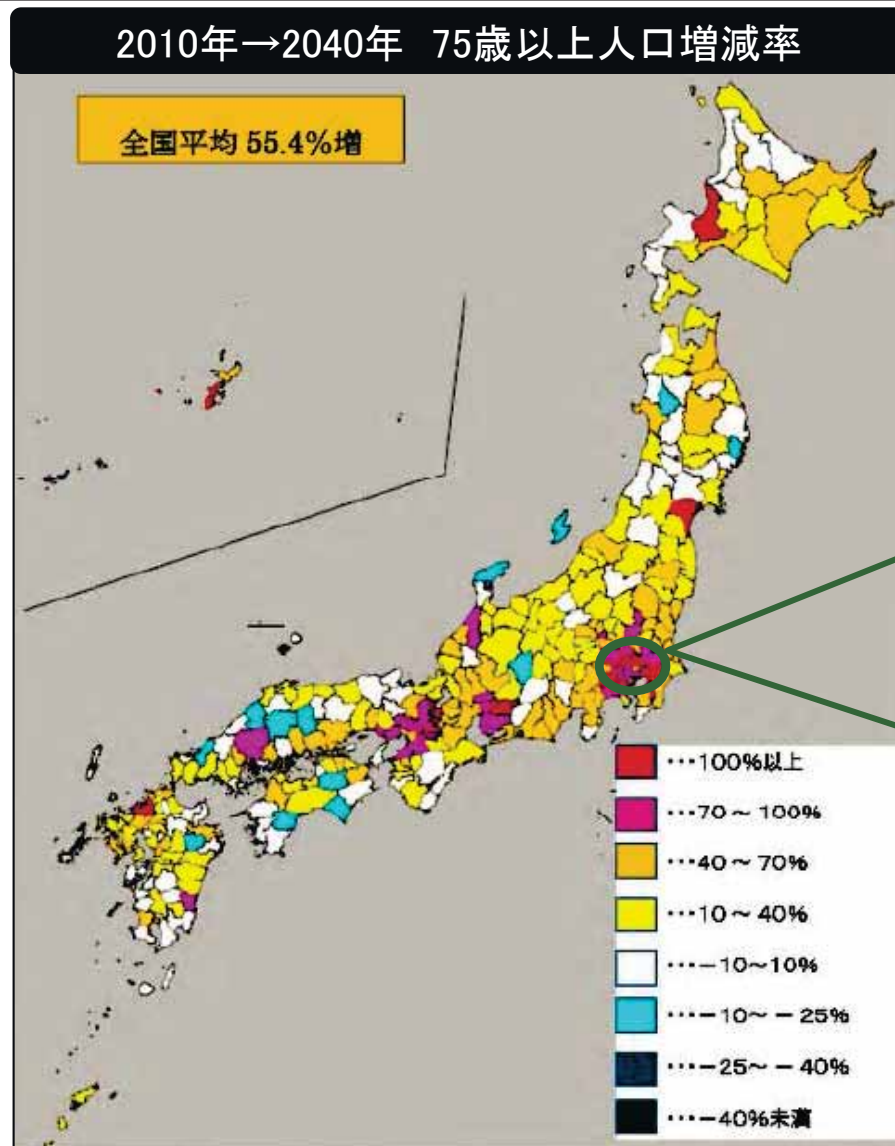


(出典) 2010年までは総務省「国勢調査」(年齢不詳人口を除く)、2014年は総務省「人口推計」(12月1日確定値)、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)

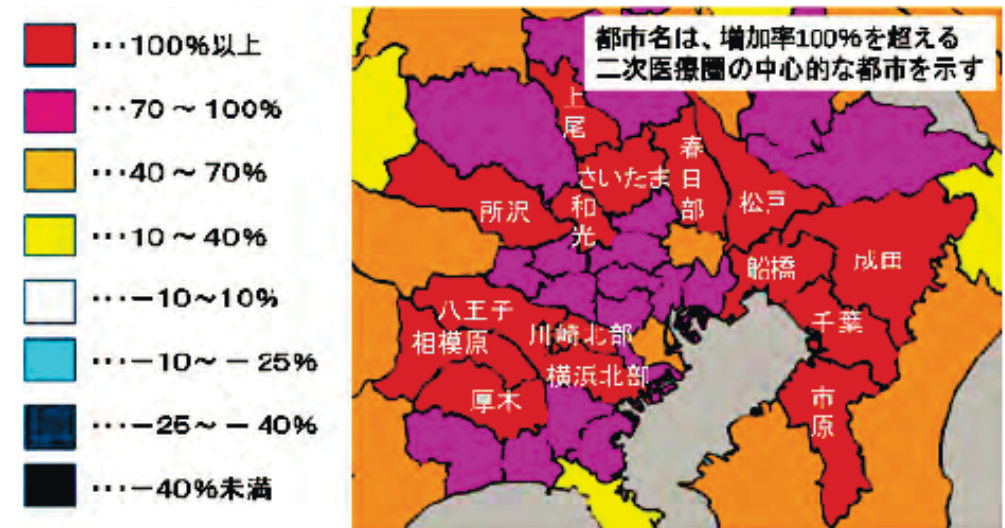
# 75歳以上人口の増加率

16

- 2010(平成22)年から2040(平成52)年の間に75歳以上人口が55.4%増加すると予測されている。
- この予測では、高齢化は地方のみならず、3大都市圏において急激に進行。特に、東京近郊市での高齢化が顕著。
- このため、全国規模での移動制約者(※)への対応が急務。



2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率



2010年から40年にかけての75歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部、埼玉県東部・中央部、神奈川県北部は、2010年から40年にかけて、75歳以上人口が100%以上増加する。

※ 移動制約者: 交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、さまざまな移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動に困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々を指す。

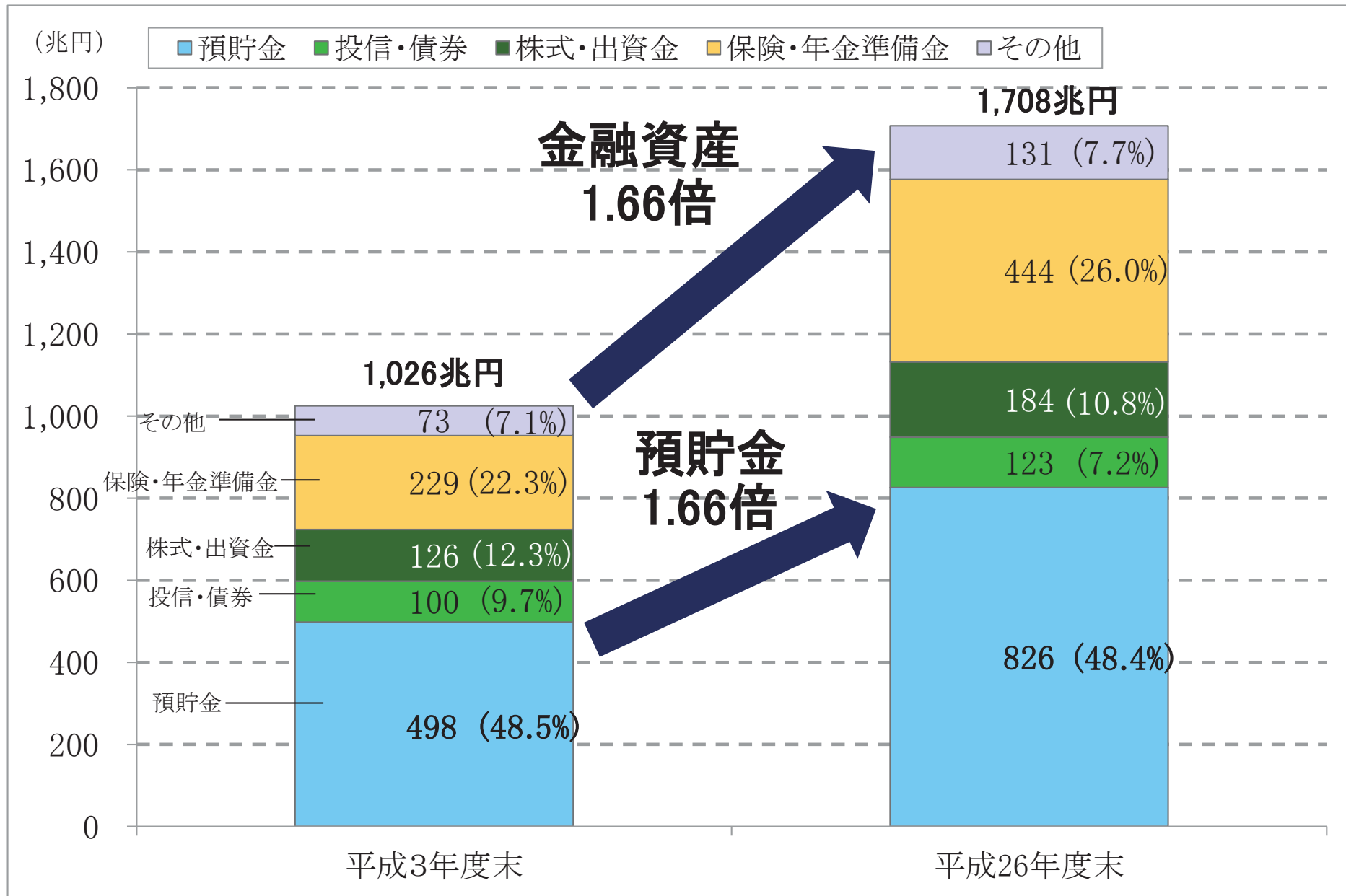
(国土交通省中国地方整備局「ユニバーサルデザイン実践の手引き」より)

(出典) 「医療需要ピークや医療福祉資源レベルの地域差を考慮した医療福祉提供体制の再構築」(国際医療福祉大学大学院高橋泰教授)により作成

# 家計の金融資産規模(平成3年度と平成26年度との比較)

17

- 家計の金融資産は、平成3年度末の1,026兆円と比べて平成26年度末には**1.66倍の1,708兆円**と大幅に伸張。
- 預貯金も、平成3年度末の498兆円と比べて平成26年度末には**1.66倍の826兆円**と大幅に伸張。



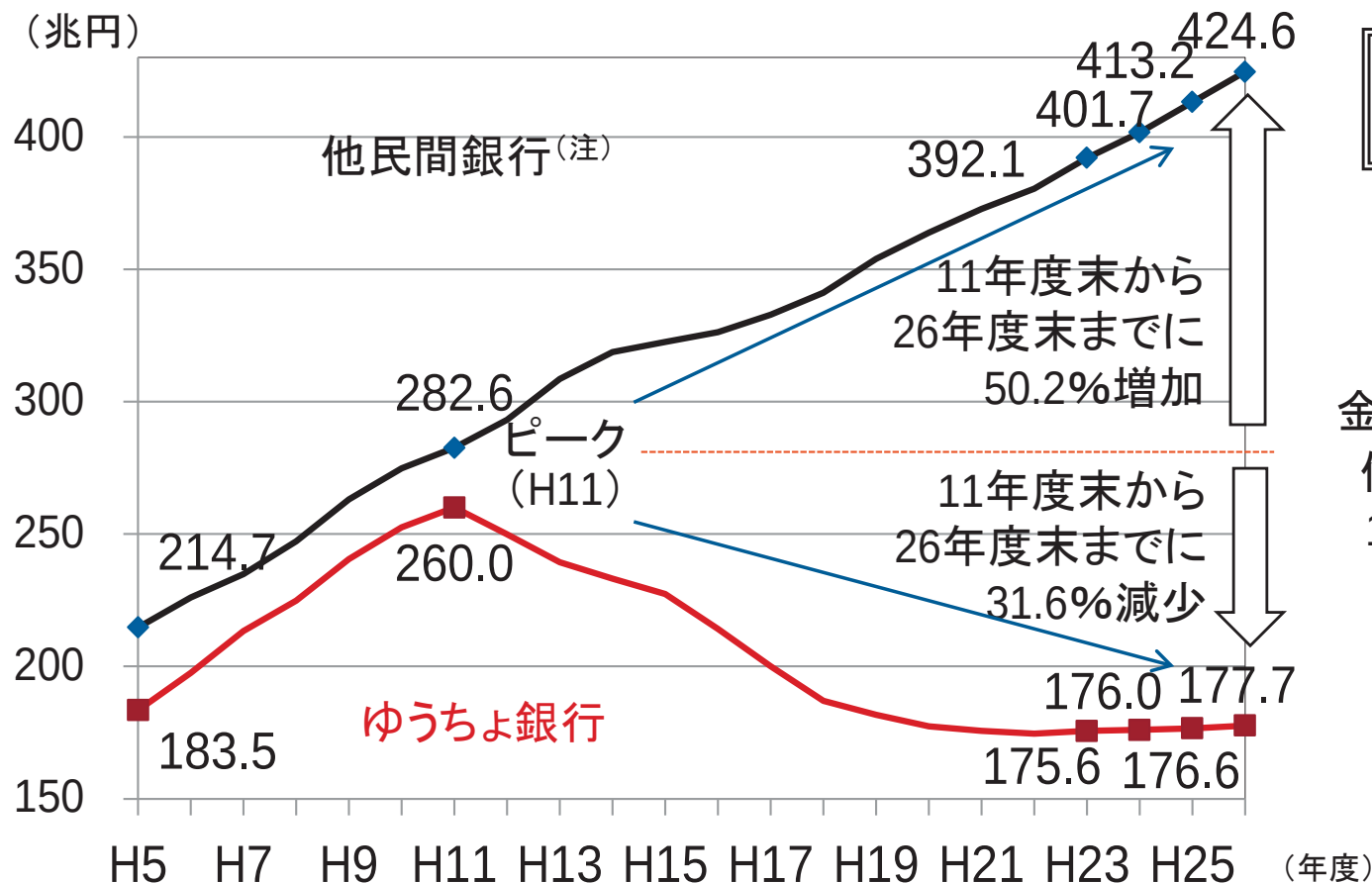


# ゆうちょ銀行の預貯金残高の推移及び総資産合計

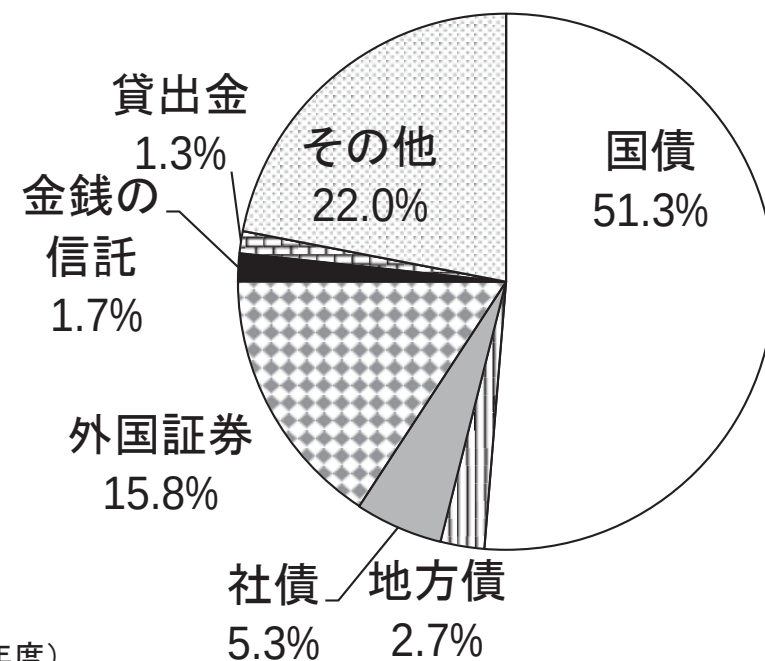
18

- 預貯金残高は、平成12年度から22年度までは、他の民間銀行が増加する一方、ゆうちょ銀行は減少傾向。
- 26年度末で177.7兆円（前期末より1.0兆円※増）。**11年度末から、82.3兆円、31.6%の減少。**

※ 自己株式取得に係る代金0.6兆円（日本郵便増資分）を貯金として受入れ



ゆうちょ銀行 総資産合計  
208.1兆円（平成26年度末）



認められている主な運用先

- ・ 国債、地方債、社債
- ・ 外国証券、金銭の信託
- ・ 預金者への貸付け
- ・ 地方公共団体への貸付け
- ・ シンジケートローン(参加型)

**26年度末預貯金残高 177.7兆円（前期末比+1.0兆円）**

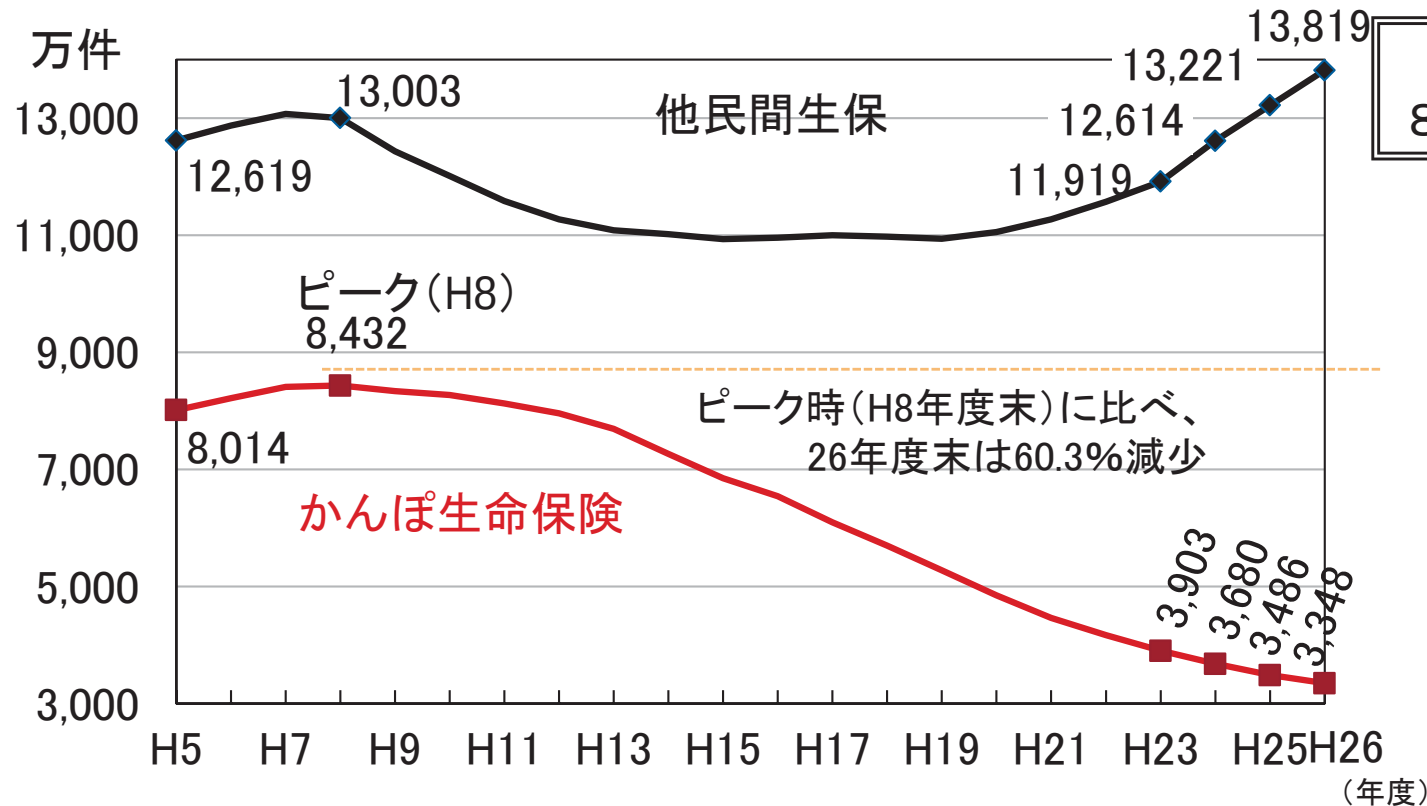
※ 平成26年度末の国内の銀行における預貯金残高に占めるゆうちょ銀行の貯金残高の比率は、29.5%

(注) 個人預金の普通預金、貯蓄預金及び定期性預金残高の合計。  
民営化(H19年度)以降のゆうちょ銀行の数値は、民営化前の貯金と民営化後の貯金の合算値

# かんぽ生命保険の保有契約件数の推移及び総資産合計

19

- 保有契約件数(年金保険を除く。)は、平成8年度以降、減少。
- 他の民間生保は、がん保険、医療保険など、第三分野の保険を伸ばすことによって近年回復傾向にある。一方、かんぽ生命保険は、養老保険など、従来型の保険が中心であり、減少傾向が継続しており、27年3月末の保有契約件数は8年度末のピークから、5,083万件的減少(60.3%減)。

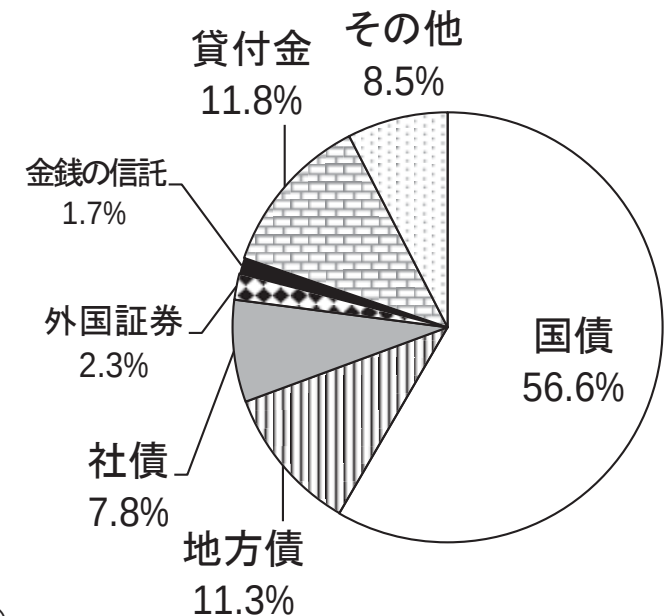


(注) 民営化(H19年度)以降のかんぽ生命保険の数値は、民営化前の契約(旧契約)と民営化後の契約(新契約)の合算値

**26年度末保有契約件数 3,348万件(前期末比▲137万件)**

※平成26年度末の生命保険会社に占めるかんぽ生命の比率は、19.5%  
かんぽ生命は、小口のため、保険金額で見ると、平成26年度末の生命保険会社に占める比率は、10.3%

かんぽ生命 総資産合計  
84.9兆円(平成27年3月末)

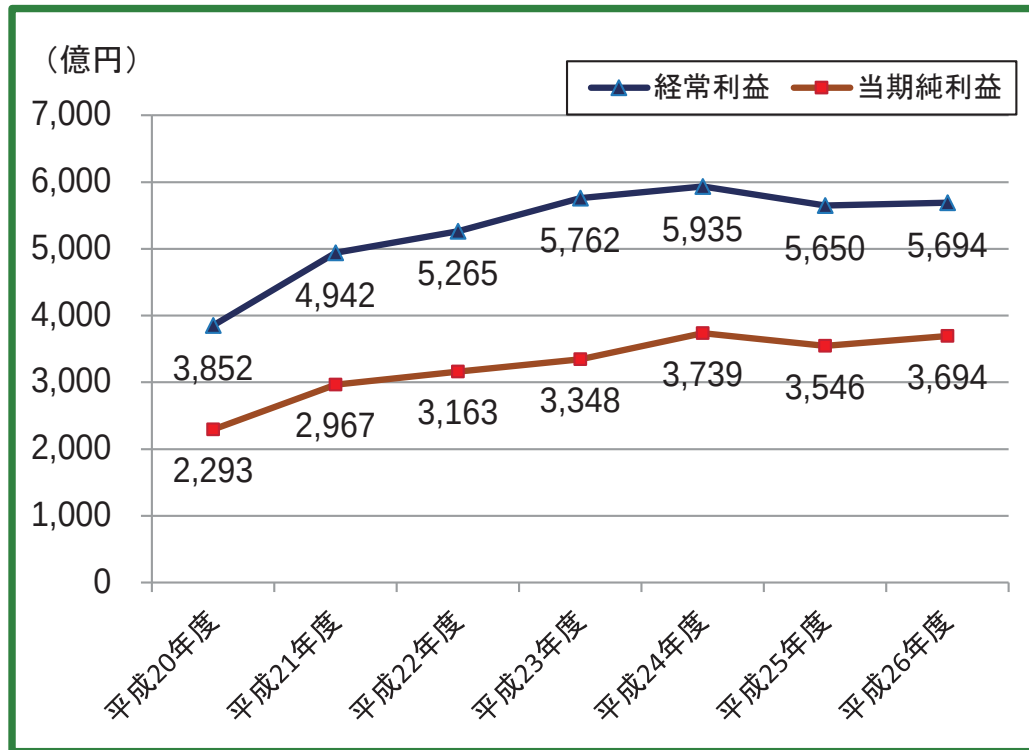


認められている主な運用先

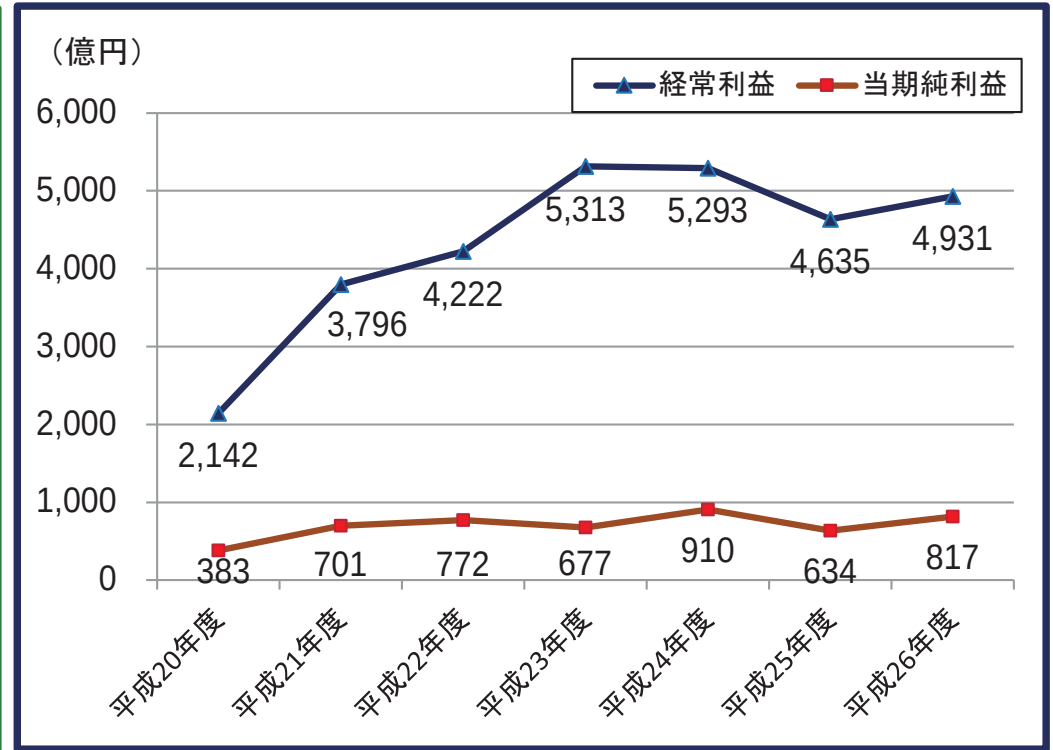
- ・ 国債、地方債、社債
- ・ 外国証券、金銭の信託
- ・ 保険契約者への貸付け
- ・ 地方公共団体への貸付け
- ・ シンジケートローン(参加型)



## ゆうちょ銀行の利益の推移



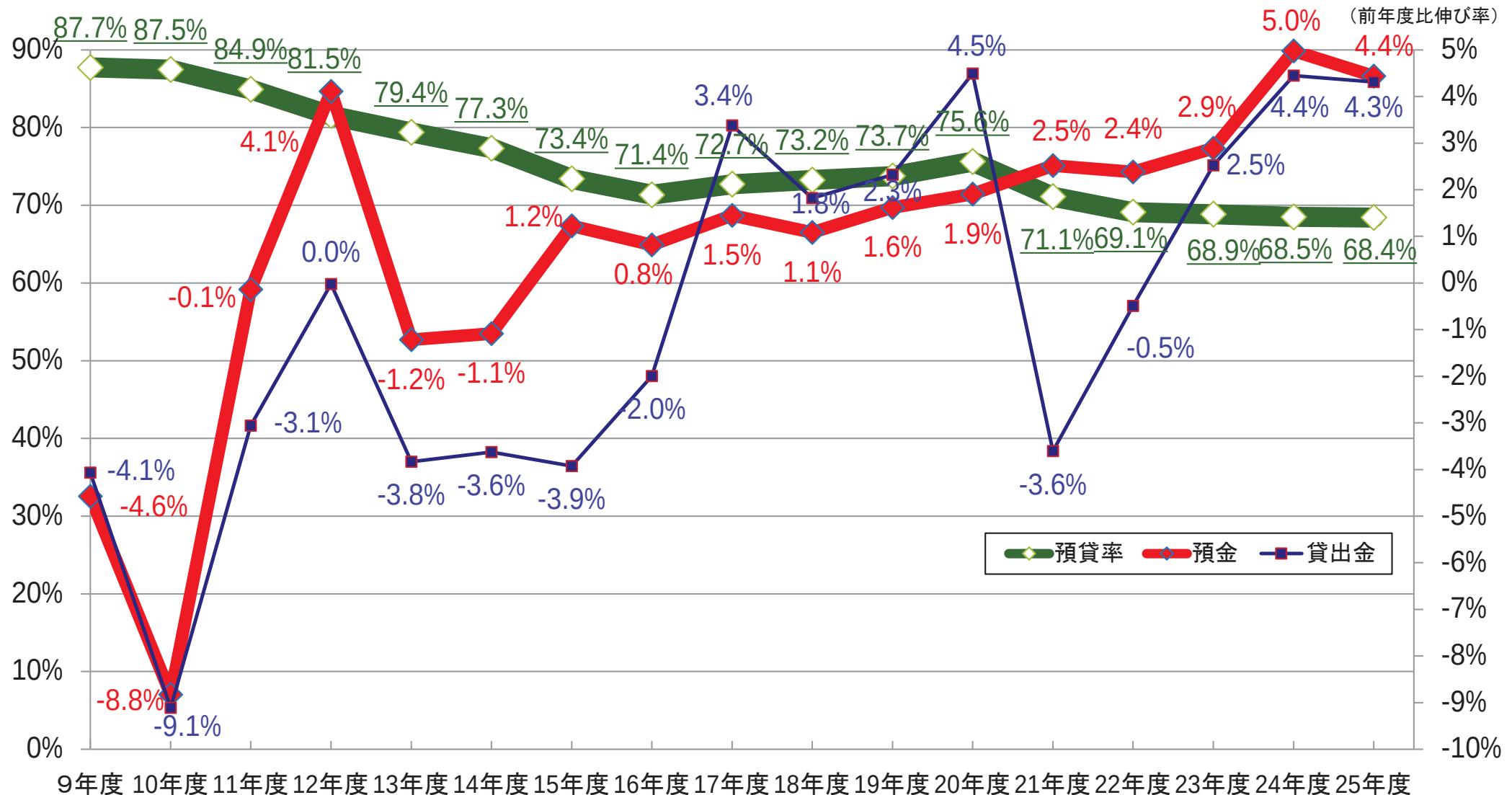
## かんぽ生命保険の利益の推移



# 全国銀行の貸出額、預金額及び預貸率の推移

21

- 預貸率は低下傾向。預金の伸びの大きさが貸出の伸びの大きさを上回っていることが一つの背景。
- 預金、貸出ともに増加基調にあり、預金の伸びが貸出しの伸びを上回っている傾向。



※ 全国銀行:都市銀行、地方銀行及、第二地方銀行、信託銀行及び旧長期信用銀行(平成15年度以前)

預貸率:貸出金÷(預金+譲渡性預金+債券)、預金及び貸出金:対前年度比の伸び率

(出典) 全国銀行財務諸表分析(全国銀行協会)により作成

# 直近の預貸率の推移

22

(単位: %)

|        | 平成22年3月末 | 平成23年3月末 | 平成24年3月末 | 平成25年3月末 | 平成26年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 全国銀行   | 71. 1    | 69. 1    | 68. 9    | 68. 5    | 68. 4    |
| 都市銀行   | 67. 4    | 64. 2    | 65. 2    | 64. 7    | 64. 8    |
| 地方銀行   | 72. 7    | 72. 1    | 70. 8    | 70. 5    | 70. 3    |
| 第二地方銀行 | 75. 9    | 75. 1    | 73. 5    | 73. 4    | 73. 3    |
| 信託銀行   | 83. 4    | 81. 1    | 77. 7    | 78. 8    | 78. 0    |
| 信用金庫   | 54. 6    | 53. 2    | 52. 0    | 50. 9    | 50. 3    |
| 信用組合   | 56. 1    | 54. 7    | 53. 3    | 52. 4    | 52. 2    |

- 平成19年10月の民営化後、平成25年度までの間、ゆうちょ銀行は1兆3,655億円、かんぽ生命保険は1兆258億円の法人税等を納税しているほか、預金保険機構等に対し、合計5,000億円以上の預金保険料等を納付。
- 直近の平成25年度で、ゆうちょ銀行は1,878億円、かんぽ生命保険は2,007億円の法人税等を納税。また、ゆうちょ銀行は預金保険料998億円を納付、かんぽ生命保険は生命保険契約者保護機構に16.3億円を負担。

## 法人税等(※1)の納税額

(単位:億円)

|         | 平成19<br>年度下期 | 平成20<br>年度 | 平成21<br>年度 | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 合計     |
|---------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| ゆうちょ銀行  | 1,322        | 1,926      | 1,986      | 1,997      | 2,263      | 2,279      | 1,878      | 13,655 |
| かんぽ生命保険 | 1,545        | 295        | 764        | 1,504      | 2,148      | 1,992      | 2,007      | 10,258 |

※1 各事業年度の損益計算上の「法人税、住民税及び事業税」の額

## 預金保険料の納付額

(単位:億円)

|        | 平成19<br>年度下期 | 平成20<br>年度 | 平成21<br>年度 | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 合計    |
|--------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| ゆうちょ銀行 | 250          | 547        | 744        | 908        | 1,025      | 943        | 998        | 5,418 |

## 生命保険契約者保護機構への負担金額

(単位:億円)

|         | 平成19<br>年度下期 | 平成20<br>年度 | 平成21<br>年度 | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 合計   |
|---------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------|
| かんぽ生命保険 | — (※2)       | 2.1        | 3.2        | 5.4        | 8.2        | 12.7       | 16.3       | 48.2 |

※2 加入一時金90万円のみを負担

(出典)民営化に向けた取組(日本郵政)により作成